

基 勞 発 0 8 0 8 第 1 号
平 成 2 3 年 8 月 8 日

神奈川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
(公 印 省 略)

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について (回答)

平成23年6月3日付け神労発基第523号をもってりん伺のあった標記について、
下記のとおり回答する。

記

本件は、別添報告書のとおり、労働基準法施行規則第35条別表第1の2第7号10
に定める業務上の疾病として取り扱われたい。

に発症した悪性リンパ腫の業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成23年7月22日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長	米	倉	義	晴
	明	石	真	言
	草	間	朋	子
	伴		信	彦
	別	所	正	美

第1 事案の概要

1 労働者の氏名等

- (1) 労働者氏名 [REDACTED]
- (2) 生年月日 [REDACTED]
- (3) 所属事業場 [REDACTED]
- (4) 傷病名 悪性リンパ腫（非ホジキンリンパ腫）
- (5) 発症年月日 [REDACTED]
- (6) 労災請求年月日 平成22年10月15日（療養補償給付）

2 請求の趣旨

[REDACTED]

3 請求人の放射線業務の内容

[REDACTED]

4 請求人の放射線被ばく状況

(1) 外部被ばく

請求人の外部被ばく線量については、[REDACTED]

[REDACTED] フィルムバッジにより、また [REDACTED] ガラスバッジ又は電子式線量計等のいずれかにより測定が行われ、その累積被ばく線量は [REDACTED] であった（別紙1参照）。

(2) 内部被ばく

請求人の内部被ばくは、[REDACTED] ホールボディカウンターによって測定されており、その結果は [REDACTED] （別紙2参照）。

(3) 事後的被ばく

請求人の所属事業場 [REDACTED] からの報告並びに請求人の聴取において [REDACTED]

5 請求人の療養の経過について



第2 検討会の判断

1 請求人の被ばく線量について

(1) 外部被ばく

請求人の累積外部被ばく線量は、個人の被ばく管理記録より



(2) 内部被ばく

請求人の内部被ばく線量は、個人の被ばく線量管理記録より



(3) 事故的被ばく

事故的被ばくは



以上のことから、請求人の累積被ばく線量はと判断する。

2 業務上外について

(1) 基本的な考え方について

電離放射線と非ホジキンリンパ腫との関係については、平成20年10月、非ホジキンリンパ腫を発症した労働者の事案の業務上外を検討するための検討会が、「悪性リンパ腫、特に非ホジキンリンパ腫と放射線被ばくとの因果関係について」としてまとめた報告書において、要旨

① 非ホジキンリンパ腫は、一般的にリンパ性白血病の類縁の疾患として取り扱われており、両者は類縁疾患とみなすことができる。このことを踏まえると非ホジキンリンパ腫については、白血病の認定の基準として昭和51年11月8日付け基発第810号「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準について」に定められている放射線被ばく線量を参考として判断を行うことが適当。

② 非ホジキンリンパ腫では男性における過剰リスクについてのみ有意差が認められており、そのリスクは全白血病のリスクの1/5～1/6程度であるこ

とから、非ホジキンリンパ腫のリスクは、全白血病のおおむね 1/5 に相当するものと判断することが適當。

とする考え方を示しており、本件の業務上外の判断においてもこの考え方に基
づき行うことが適當である。

(2) 結論

ア 請求人に発症した疾病は、[REDACTED] の診断結果等から、非ホジキンリン
パ腫と判断される。

なお、発症時期については、[REDACTED] とするのが妥当である。

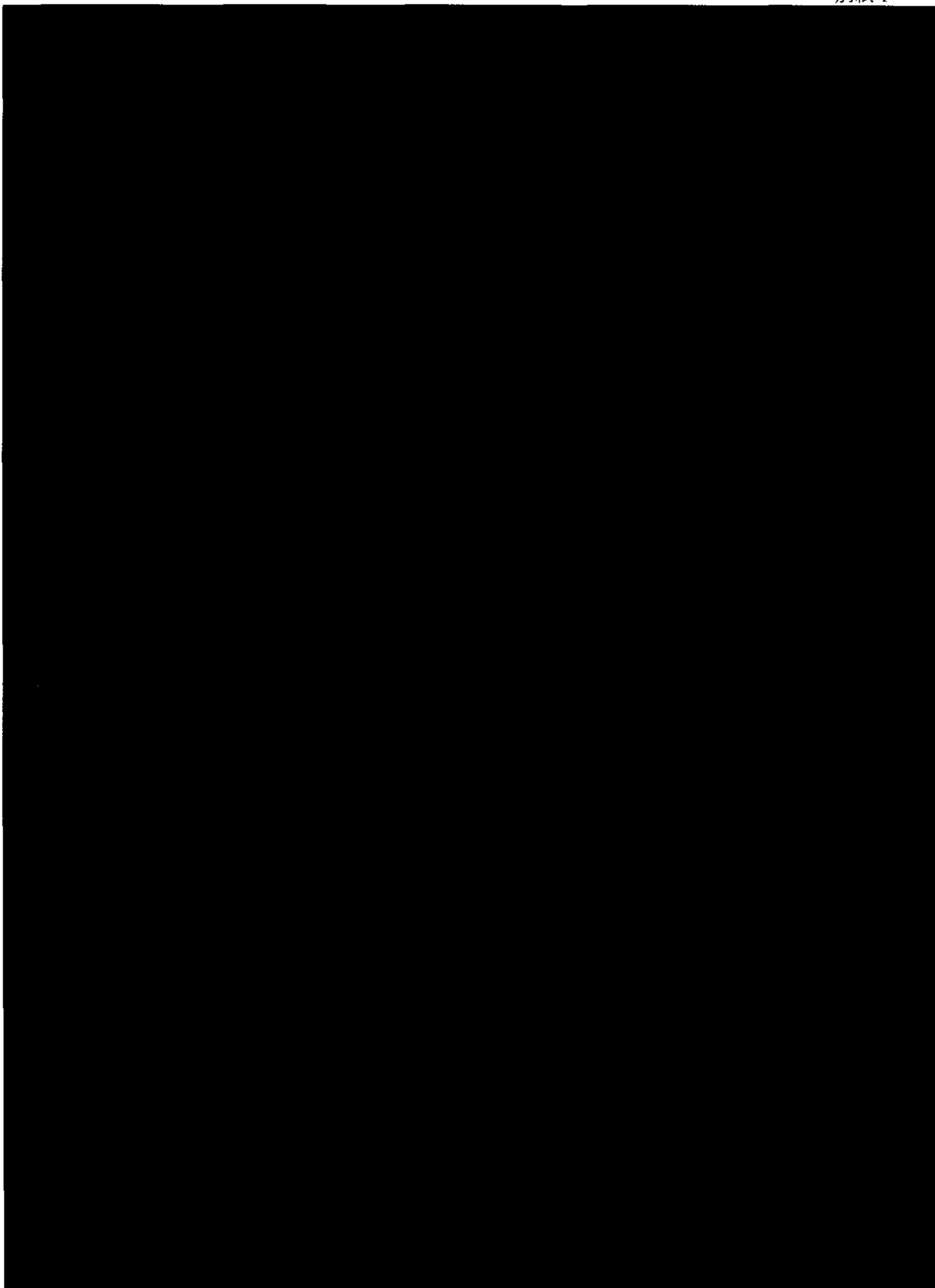
イ 請求人の電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数の算出に関し、

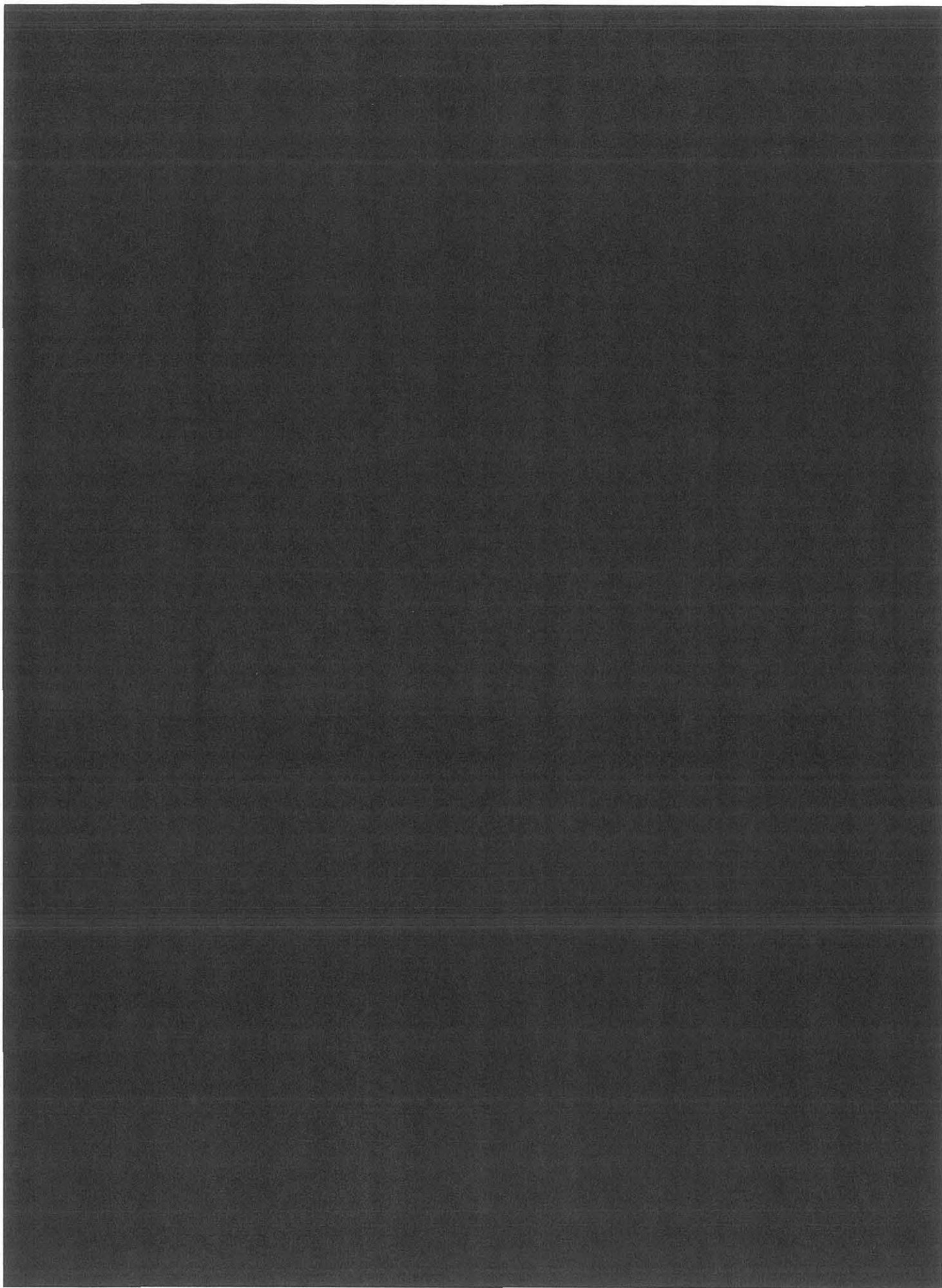
[REDACTED]

本件については、放射線従事年数を [REDACTED] とすることが妥当である。

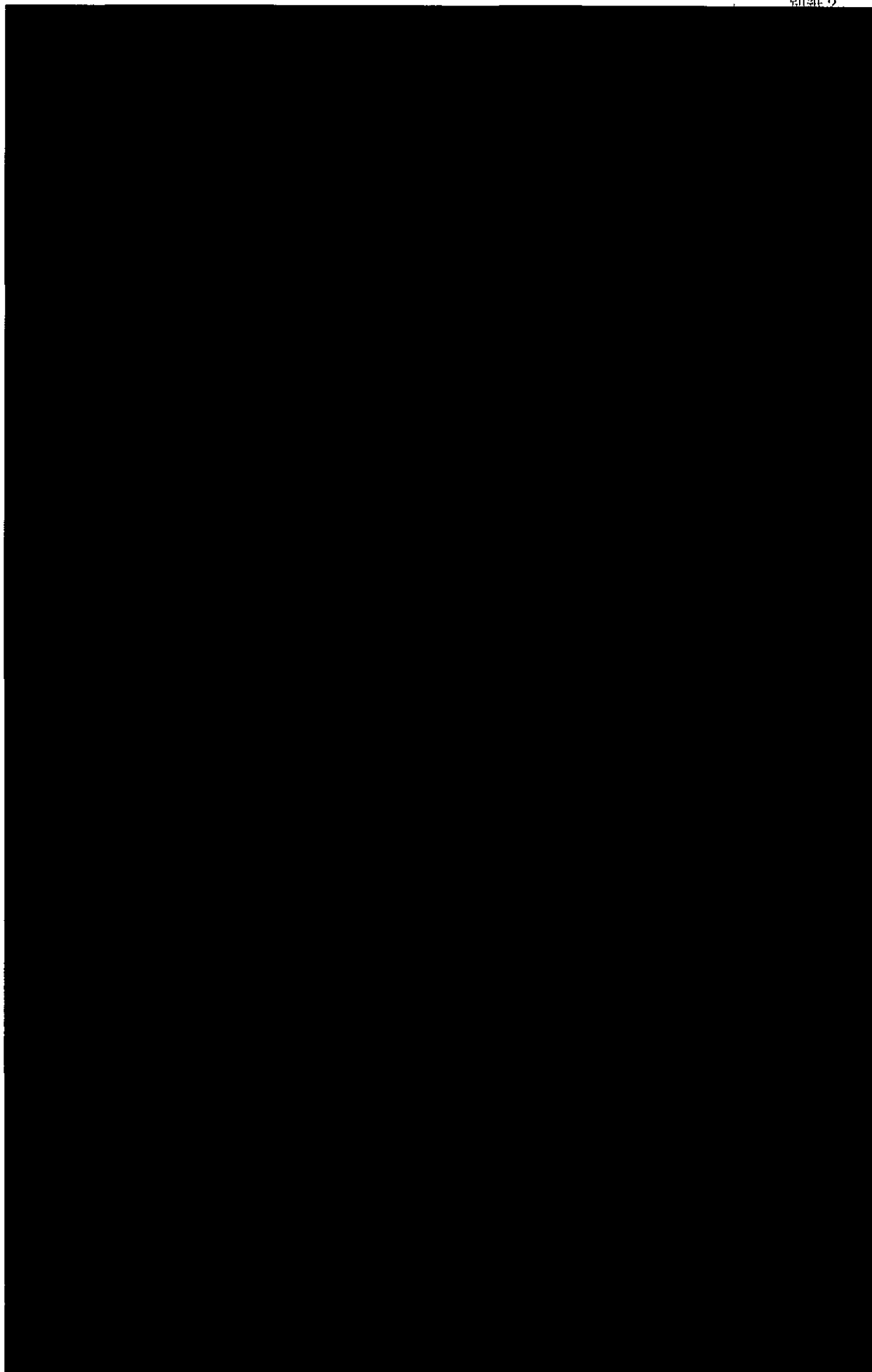
ウ したがって、認定基準が業務上認定の要件として掲げる「相当量」の放射線
被ばくに対応する累積線量は、 25mSv ($5\text{mSv} \times 5$ 倍) $\times$ [REDACTED] = [REDACTED] とするの
が適當である

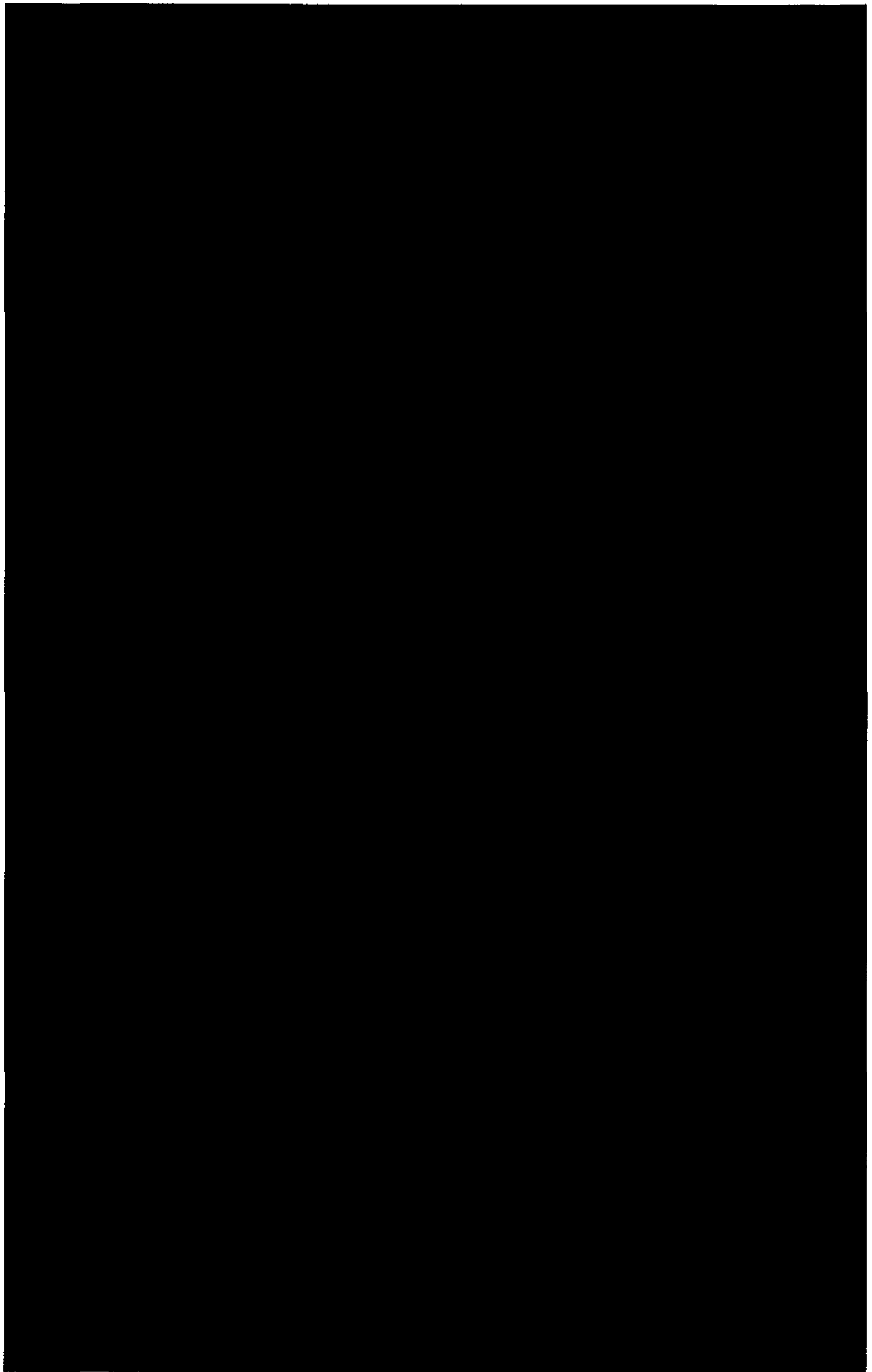
以上により、請求人の被ばく線量が [REDACTED] であることから、請求人に発症した
悪性リンパ腫については、放射線業務に起因する疾病と判断することが妥当である。





[The following text is a dense, handwritten manuscript, likely a letter or a page from a book. It is written in a cursive script and covers the majority of the page. Due to the image quality and the nature of the handwriting, the specific words and sentences are largely illegible. The text appears to be organized into several paragraphs, with some lines indented. There are some visible punctuation marks, such as commas and periods, but they are difficult to discern with certainty. The overall appearance is that of a historical document or a personal correspondence.]





[The following text is a dense, handwritten manuscript, likely a letter or a page from a book. It is written in a cursive script and covers the majority of the page. Due to the image quality and the nature of the handwriting, the specific words and sentences are largely illegible. The text appears to be organized into several paragraphs, with some lines indented. There are some markings that could be interpreted as punctuation or section breaks, but they are not clear enough to transcribe accurately. The overall appearance is that of a historical document or a personal correspondence.]

